【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の三第一項及び第六十六条の五第二項の規定による登録

三　法第六十六条の三第二項の規定による金融商品仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の四の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の五第一項及び第三項並びに第六十六条の十九第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十七第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の二十の規定による処分

九　法第六十六条の二十一の規定による登録の抹消

十　法第六十六条の二十二の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十一　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第一項の規定による審問

十二　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第三項の規定による通知

十四　法第百八十七条の規定による処分（第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十号に掲げる権限で金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第二項の規定による審問

六　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の三第一項及び第六十六条の五第二項の規定による登録

三　法第六十六条の三第二項の規定による金融商品仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の四の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の五第一項及び第三項並びに第六十六条の十九第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十七第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の二十の規定による処分

九　法第六十六条の二十一の規定による登録の抹消

十　法第六十六条の二十二の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の七第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十一　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第一項の規定による審問

十二　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞

十三　法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第三項の規定による通知

十四　法第百八十七条の規定による処分（第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十号に掲げる権限で金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

３　前項の規定により支店等に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたときは、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第二項の規定による審問

六　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

（改正前）

（証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録

三　法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧

九　法第六十六条の十八の規定による処分

十　法第六十六条の十九の規定による登録の抹消

十一　法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十二　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

十三　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

十五　法第百八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】

（改正後）

（証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録

三　法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧

九　法第六十六条の十八の規定による処分

十　法第六十六条の十九の規定による登録の抹消

十一　法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十二　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

十三　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

十五　法第百八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（改正前）

（証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録

三　法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧

九　法第六十六条の十八の規定による処分

十　法第六十六条の十九の規定による登録の抹消

十一　法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第三号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十二　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

十三　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

十五　法第百八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任）

**第四十三条の二**　長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所（以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録

三　法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧

四　法第六十六条の五の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理

六　法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七　法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理

八　法第六十六条の十五第二項の規定による報告書の縦覧

九　法第六十六条の十八の規定による処分

十　法第六十六条の十九の規定による登録の抹消

十一　法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第百九十四条の六第二項第三号の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十二　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

十三　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

十四　法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

十五　法第百八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）

２　前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

３　前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

４　長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九　法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十　法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

（改正前）

（新設）